

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：雲仙市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	88.9	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.0	%
全職員	65.8	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	-	
本庁課長相当職	95.0	%
本庁課長補佐相当職	99.0	%
本庁係長相当職	96.0	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	90.7	%
31～35年	97.9	%
26～30年	94.0	%
21～25年	98.1	%
16～20年	94.8	%
11～15年	85.7	%
6～10年	94.6	%
1～5年	87.9	%

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」には、勤務日が不定期である会計年度任用職員及び旧臨時職員（登録雇用型）は含めていない。
- ・「(1) 役職段階別」における「男女の給与の差異」について、「本庁部局長・次長相当職」に女性職員が存在しないため、「-」としている。
- ・時間外勤務手当について、男性職員の方が女性職員よりも時間外勤務時間が長く、時間外勤務手当の支給額に占める男性の割合は 74.6%となっている。
- ・扶養手当及び住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は 91.3%、住居手当の受給者に占める男性の割合は 72.8%となっている。
- ・「任期の定めのない常勤職員」における女性職員の割合は 22.6%(男性:297.2 人、女性:87.0 人)に対し、相対的に給与水準が低い会計年度任用職員における女性の職員の割合は 56.0%(男性:142.3 人、女性:181.3 人)となっており、全職員で比較した場合の男女の給与の差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。